

番号	資料名	年月日	備考
		享保 3.9.26	弾正町漁師年寄四郎右衛門他→御奉行様
27	漁師働場御尋ニ付書付差上候覚	延享 3.3	弾正町・小倉村・三栖村・一口村→伏見地方御役人中
28	請取銀子之事(弾正町獵札)	天明 4.12	長瀬五郎左衛門・杉山郷右衛門
29	一札之事(鉄砲舟につき)	文化 6.10	小倉村彦四郎他→高矢孫左衛門
30	乍恐済状(漁場争論和談につき)	文化 8.9.8	伊勢田村・一口村・弾正町・小倉村・三〇村・宇治郷・寺田村→御奉行様
31	一札(鳥獵請場につき)	文化 11.12	市田村本人彦治郎他→向島下之町嘉右衛門
32	一札之事(買物代滞につき)	文政 6.4	八幡屋清七→御仲ケ間中・御年寄
33	乍恐口上書(御救漁につき)	文政 6.12.18	一口村・小倉村・弾正町漁師年寄→御(ママ)
34	乍恐以書付奉申上候(漁場争論)	文政 8.2.20	弾正町・一口村・小倉村→御奉行所様
35	乍恐以書付奉申上候(漁場争論)	文政 8.2	弾正町・向島下之町・東一口村・小倉村→御奉行所様
36	請取銀子之事(弾正町獵札)	文政 8.12	横田五一郎・小泉伊兵衛
37	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	文政 11.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄
38	預り銭之事(講)	文政 12.3.6	預り主勘右衛門他→御連中
39	預り申銭之事(講)	文政 12.10.6	預り主忠右衛門他→御仲ケ間中
40	請取銀子之事(弾正町獵札)	文政 12.12	村井伝之丞・岡田祐之進
41	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	文政 12.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄
42	別紙一札(請負漁場)	文政 13.3	小倉村漁師惣代与左衛門・同金次郎→小倉村御役人中
43	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	文政 13.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄
44	一札(川魚売買渡世につき)	天保 2.12	本人鮎屋伊八他→御仲間年寄弥兵衛
45	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	天保 3.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄
46	御詫一札事(古川筋漁具につき)	天保 5.3	東上つや村親共和介他→三ヶ郷漁師御年寄中
47	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	天保 5.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄
48	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	天保 6.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄
49	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	天保 8.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄
50	三ヶ郷申談之事	天保 9.5	東一口村・弾正町・小倉村
51	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	天保 12.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄
52	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	嘉永 4.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄
53	請取銀子之事(伊勢田村等足銀)	嘉永 6.12	地方役所→弾正町・一口村・小倉村漁師年寄

番号	資料名	年月日	備考	
1	御訴訟之写 御裁許之写(漁場争論)	正徳 4.8		豎
2	仲間覚	元文 3.1		豎
3	此度大洪水ニ付御船入願一件	享和 2.8	弾正町	豎
4	乍恐返答書(漁場争論)	文化 8.3.7	東一口村・弾正町・小倉村→御奉行様	豎
5	鳥狽濟方為取替連印帳	文政 3.3	小倉村・向島下ノ町・三栖村・東一口村・槇島村	豎
6	江戸日記覚帳(漁場争論)	文政 6.7	一口村・小倉村・弾正町	豎
7	乍恐以書付奉願上候(漁場争論)	文政 7.3	小倉村他→町田茂七・市川丈助	豎
8	江戸表ニ而書付之控(漁場争論)	文政 8.1.15		豎
9	乍恐御札口上書(漁場争論)	文政 8.6.12	三ヶ郷漁師共→御奉行様	豎
10	木津川筋漁師一件御免願所請書并一札控	天保 6.⑦	弾正町漁師仲ヶ間	豎
11	従古来御札名順代々相統之旧家中古新株夫々名寄并勤切申合等記	弘化 2.5	漁師弾正町組	豎
12	御触書写帳	嘉永 6.4	当役	豎
13	(漁差留につき口上書)	万延 1.6	葭島新田→平戸弾正町・向島三町・萱町・三栖・東一口村・夫々御年寄衆中	豎
14	乍恐奉願口上書	—	伊勢田村・安田村→御郡役知役所	豎
15	乍恐奉再歎願候口上之覚(漁場争論)	明治 2.1	一口村・弾正町・小倉村漁師年寄等→京都府	豎
16	久世郡第三区佐古村戸籍簿	明治 11.2	村控	豎
17	約定履踐反対ノ訴状	明治 14.6.17	高智□他→京都裁判所長吉永判事	豎
18	漁業之義ニ付願所	明治 14.12	御牧村山田与三郎・小倉村池本弥兵衛・弾正町和田弥兵衛→紀伊郡長荒井公木	豎
19	裁決書(漁業差止につき)	明治 15.2.15	大坂控訴裁判所判事北代正臣他	豎
20	調書(漁夫数・舟数等)	明治 17.6.2	四ヶ郷漁師総代和田新左衛門→葭島新田戸長役場	豎
21	上津屋養水樋取為換書覚	明治 38.4.2	区長角田安治郎	豎
22	西堤外悪水路堀埋設計書	大正 3.3.23	辻菊之助→字伊勢田区長御中	豎
23	乍恐御訴訟申上候(漁場争論)	正徳 4.8	小倉村・一口村・弾正町漁師年寄→御奉行様	
24	乍恐以書付奉願上候(漁場争論)	享保 2.11.12	弾正町・小倉村漁師年寄・一口村庄屋→御奉行様	
25	(漁場争論につき裁許覚)	享保 3.6.12		
26	乍恐御訴訟奉申上候(矢倉池開発につき)			

角田博一氏所蔵文書目録

■凡 例

番 号： 原則として形状別・年月日順に付与した。

資料名： 原題を記した。ない場合などは、() 内に最低限の内容を補った。

年月日： ①など、数字を○で囲ったものは閏月をしめす。() 内は推定。綴など複数の年記を持つものは最も早いものを記した。

備 考： 上記以外の情報を記す。まず、差出人→宛名を記し、その他適宜、文書の内容・状態・形状などを記した。形状は右端に、縦帳は「縦」、横帳は「横」のように略記した。記入の無いものは一紙文書である。また「包」は包紙のあるもの、「封」は封筒入りであることをしめす。「版」は印刷物を示す。

○ 資料名・備考とも、下記の宇治市域の村名については国名（近代は府名）・郡名を省略した。市外についても、山城国内（京都府内）の地名については国名（府名）あるいは郡名を省略した場合がある。

宇治郡：東笠取村、西笠取村、二尾村、池尾村、炭山村、六地藏村、木幡村、五ヶ庄村、太鳳寺村、三室村、志津川村

久世郡：宇治郷、白川村、槇島村、小倉村、伊勢田村、安田村、大久保村、広野村

○ 文書に付したラベルは右のとおりで、2段目の数字は整理番号、最下段の数字が目録に記載した番号である。

角田博一氏所蔵
1
1

■摘 要

点 数：143点

年 代：正徳4年（1714）～明治24年（1891）

概 要：宇治市伊勢田町在住の角田博一氏が収集された古文書。角田氏は、旧巨椋池南岸に位置する伊勢田に生を受け、また、家業が茶問屋を営むことから両者に関する古文書を中心に収集されたものである。一部他の内容の文書を含むものの、全体は大きく三つの文書群にわかれる。その一は、No1～93の伏見弾正町、久世郡東一口村・小倉村を中心に構成された巨椋池漁師仲間文書（解説および宇治文庫3『巨椋池』参照）、二はNo94～120の伏見某藩出入商人関係文書、三はNo121～141の茶入日記である。最後の茶入日記は、茶師が茶を納品する際に、茶壺を納めた箱の蓋裏に貼付した明細書。可能なかぎり毎年上へ上へと貼り重ねられたもので、そうした営みがうかがえる状況で伝来した点が貴重である。

収蔵文書調査報告書 5

巨椋池漁師仲間文書

2002(平成14)年3月31日

発行:宇治市歴史資料館

〒611-0023 宇治市折居台1丁目1番地

TEL. (0774) 39-9260

FAX. (0774) 39-9261

印刷:(有)南山城複写センター